

令和 8 年度～令和 12 年度 千曲市包括的支援事業等（戸倉
及び上山田圏域における地域包括支援センター（高齢者相談
センター）の設置運営）業務委託に係る公募型プロポーザル
実施要項

千曲市健康福祉部高齢福祉課

令和 7 年 7 月

1 公募する事業の概要

(1) 事業名

令和8年度～令和12年度 千曲市包括的支援事業等（戸倉及び上山田圏域における地域包括支援センター（高齢者相談センター）の設置運営）業務委託

(2) 目的

本市では、「しなのの里ゴールドプラン21 老人福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき、地域包括ケアシステムの継続的な推進のための中核機関として、平成23年度から戸倉及び上山田圏域内へ委託型の地域包括支援センターとして戸倉上山田地域包括支援センター（以下「委託型包括支援センター」という。）を設置し、以後も継続して設置することといたしました。

この要項は、令和8年度から令和12年度に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する包括的支援事業その他事業に係る業務（以下「包括的支援事業等業務」という。）及び法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業に係る業務（以下「第1号介護予防支援事業業務」という。）を法第115条の47により本市から委託を受け、委託型包括支援センターを設置して実施するとともに、併せて、委託型包括支援センターにおいて法第115条の22の規定による法第115条の23の業務（以下「指定介護予防支援事業業務」という。）を実施するための法人（以下「受託法人」という。）を公募型プロポーザル方式により選定することを目的としたものです。（市の規定した期間満了による公募）

(3) 業務内容

ア 包括的支援事業に関する業務

（ア）総合相談支援業務

（イ）権利擁護業務

（ウ）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 地域包括ケアシステム構築の推進を図るための多職種等協働事業への参画・協力等

ウ 第1号介護予防支援事業に関する業務

エ その他、市が別紙業務委託仕様書で定めた業務

(4) 業務実施場所

戸倉及び上山田圏域内

(5) 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(6) 委託料等

ア 運用財源等

(ア) 包括的支援事業等業務に係る委託料の額

千曲市包括的支援事業等業務委託料は各年度 28,000 千円を上限とし業務委託期間（5 年間）の総額の上限は 140,000 千円とします。（消費税は、消費税法第 6 条（別表第 2－7－ハ）または消費税法施行令第 14 条の 3 第 5 号の規定に基づき非課税とする。）の範囲内で提示してください。

ただし、今後、法及びこれに関連する政省令、条例等が改正され、(3)の業務内容が変更となった場合、業務委託期間内であっても委託料の額は変更となる場合があります。

また、包括的支援事業等業務について、業務委託契約書又は業務委託仕様書に定めた人員体制を満たさなかった場合は、その期間に応じて委託料の減額を行う場合があります。

なお、包括的支援事業等業務委託料並びに第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業に係る収入金額の合計金額（以下「合計金額」という。）が、委託型包括支援センターの各年度の総支出額（第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託した場合の委託料も含むものとする。）を上回ったときは、総支出額から第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業に係る収入金額を差し引いた金額を各年度の包括的支援事業等業務委託料とします。

この場合、受託法人が、包括的支援事業等業務委託料を受領していた場合は、超過した委託料を市に返還するものとします。

また、総支出額が合計金額を上回ったときは、その差額は受託法人の負担となるものとします。

(イ) 事務所等の借上げに係る額

受託法人が、委託型包括支援センター設置のために事業所等を借上げることが必要な場合で、家賃（各年度の 12 か月分）を要する場合は、地域の実勢価格を考慮したうえで、(ア)の委託料とは別に計上してください。（ただし、包括的支援事業等業務受託にあたり新たに事務所等の借上げが必要となった場合

のみに限るものとします。)

なお、上記家賃はセンターの設置計画書（様式4）に記載してください。

(ウ) 包括的支援事業等業務委託料の支払方法

委託料は、受託法人からの請求により支払いをします。なお、支払いの時期、金額、方法は契約で取り決めることとします。

(エ) 第1号介護予防支援事業業務及び指定介護予防支援事業業務に係る収入等

第1号介護予防支援事業業務委託料及び指定介護予防支援事業業務に係る介護予防サービス計画費(介護報酬)は、包括的支援事業等業務委託料とは別に受託法人の収入になるものとします。

(オ) 経理区分

包括的支援事業等業務委託料、第1号介護予防支援事業業務委託料及び介護予防サービス計画費(介護報酬)は、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等必要な書類を整備するとともに、その書類は各年度の業務完了後から5年間は保存するものとします。

2 応募資格条件

(1) 当該プロポーザルへの参加ができる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることとします。

ア 法人において、公告日現在、千曲市内に法に基づく指定を受けた事業所がありかつ、当該事業所が法に基づくサービスの提供実績があること。

イ 包括的支援事業その他の事業の業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他市が適当と認める法人であること。

ウ 受託法人の責任において、担当する圏域内に1か所の委託型包括支援センター（指定介護予防支援事業所も含む。）を設置し、令和8年4月1日から当該業務を開始することができること。

エ 法第115条の22第1項に規定する指定介護予防支援事業所の指定を受け、令和8年4月1日から業務を開始することができること。

オ 法第115条の22第2項各号の規定に該当しないこと。

- カ 別紙業務委託仕様書に基づく事業の履行が可能なこと。
- キ 業務委託期間中、安全かつ円滑に当該業務ができる法人であること。
- ク 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ケ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続又は再生手続開始の申し立てがなされている場合には、下記の 3 (5) の参加申込書等の提出日において更生手続又は再生手続開始の決定がなされているものであること。
- コ 千曲市物品購入等に係る契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱(令和 6 年 11 月 1 日告示第 132 号) 第 2 条の規定に該当しないものであること。
- サ 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。

3 募集に関する事項等

(1) 選定方法

本プロポーザルは、受託法人を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、応募者の業務実績、経験、技術力、受託法人としての的確性を確認するため行うもので、プロポーザルに参加する応募者が提案した提案書に基づいて評価し、最も高い評価を受けた応募者から順に、優先交渉権者を決定するものです。

この審査は、あくまでも「優先交渉権者を特定」するものであり、契約行為ではないものとします。

「優先交渉権者」を審査決定後、千曲市地域包括支援センター運営協議会において協議し、受託法人として業務委託契約を締結することとします。

(2) 募集から業務開始までのスケジュール

募集から業務開始までのスケジュールは以下のとおりとします。

内 容	期日・期間等
プロポーザル公募開始・募集要項等公表	令和 7 年 7 月 7 日(月)から 令和 7 年 10 月 3 日(金)まで
募集に係る説明会	令和 7 年 7 月 28 日(月)午前 10 時 (302) <u>* 質問票及び参加申込書等の提出にあたっては、この説明会への出席が必須です</u>

内 容	期日・期間等
質問票受付期間	令和7年7月28日(月)から 令和7年8月4日(月)午後5時まで <u>*上記「募集に係る説明会」に出席した法人から提出された質問票のみ受付をします</u>
質問に対する回答	令和7年8月12日(火)までに、上記「募集に係る説明会」に出席されたすべての法人へFAXにて回答
参加申込書等提出期間 (応募期間)	令和7年9月29日(月)から 令和7年10月3日(金)午後5時まで(持参提出) <u>*参加申込書等の提出にあたっては、7月28日(月)の「募集に係る説明会」への出席が必須です</u>
優先交渉権者選定(審査)	令和7年10月中旬～下旬
千曲市地域包括支援センター 運営協議会における協議	令和7年11月中旬
審査結果通知及び優先交渉権 者との協議・契約締結	令和7年11月下旬
業務開始準備	令和7年11月下旬～令和8年3月下旬
業務開始	令和8年4月1日

(3) 募集に係る説明会

ア 説明会日時 令和7年7月28日(月)午前10時から(概ね1時間程度)

イ 説明会会場 千曲市役所 3階 302会議室
住所：千曲市杭瀬下二丁目1番地

ウ 説明会の申込について

法人名及び説明会出席者名(2名以内)を記載の上、以下まで電子メールにて申込をしてください。

- ・ 申込先： korei@city.chikuma.lg.jp
- ・ メールの件名： 7月28日包括的支援事業等説明会申込
- ・ 申込期限：令和7年7月25日(金)正午まで

エ その他 説明会に参加していない法人は、以下の(4)の質問及び(5)の参加申込書等の提出はできないものとします。

(4) 質問及び回答

ア 受付期間

令和 7 年 7 月 28 日(月)説明会終了後から 8 月 4 日 (月) 午後 5 時まで

イ 質問方法

「質問票」(様式 9) を用い、電子メールで以下のアドレス宛に提出してください。提出後、必ず電話で送信した旨を伝え、地域包括支援センター相談支援係に着信したことを確認してください。なお、電話及び直接来庁による質問には対応いたしません。

メールアドレス : korei@city.chikuma.lg.jp

ウ 質問に対する回答

回答は、令和 7 年 8 月 12 日(火)までに、上記(3)の説明会へ出席したすべての法人へ F A X にて回答します。

エ その他

(3)の募集に係る説明会に出席しなかった事業者からの「質問票」の提出は受け付けません。

(5) 参加申込書等の提出

業務の受託を希望する法人は、次のとおり参加申込書等を提出してください。

ア 参加申込書等受付期間

令和 7 年 9 月 29 日(月)から 10 月 3 日 (金) まで

※受付時間は、市役所開庁日(休日開庁日は除きます)の午前 9 時から午後 5 時までの間のみとします。

イ 提出方法

(ア) 提出先

千曲市役所 健康福祉部 高齢福祉課 地域包括支援センター

住所 千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

(イ) 提出方法

提出先へ必ず持参し提出してください。(郵送での提出は不可とします。)

(ウ) 提出部数等

原本 1 部、及び原本を複写したもの 10 部

*提出に際しての依頼事項

ウの様式 1 から様式 8 までの原本の下欄(記載場所は問いません。)に通し番号を記載いただいた後に、11 部を複写願います。

ウ 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式 1）
- (イ) 参加申込法人の概要及び事業実績書（様式 2）
- (ウ) 業務運営計画提案書（様式 3）
- (エ) 地域包括支援センター(高齢者相談センター) 設置計画書（様式 4）
- (オ) 地域包括支援センター(高齢者相談センター) 職員配置計画書（様式 5）
- (カ) 業務収支計画書（様式 6）（令和 8 年度から令和 12 年度の各年度ごとに作成してください。）

a 業務収支計画書の収入額は、以下の(a)から(d)を合計した金額で提示できるものを提出してください。

(a) 各年度の千曲市包括的支援事業等業務委託料（予定金額）

同委託料上限金額 28,000 千円（消費税は、消費税法第 6 条（別表第 2－7－ハ）または消費税法施行令第 14 条の 3 第 5 号の規定に基づき非課税とする。）の範囲内で提示できるもの

(b) 各年度の第 1 号介護予防支援事業の市からの受託による収入見積金額
作成にあたっての参考単価は次のとおりとします。

第 1 号介護予防支援事業業務委託料	1 件あたり月額	4,420 円
	初回加算	3,000 円

(c) 各年度の指定介護予防支援事業の介護予防サービス計画費(介護報酬)見
積金額（作成にあたっての単位及び単価は、公告日現在に使用のもの
とします。）

(d) その他の収入

b 業務収支計画書の支出額は、千曲市包括的支援事業等の業務並びに第 1 号
介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業の業務に要する経費を含めて
ください。

なお、b の作成にあたっての参考単価は次のとおりとします。

第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防 支援事業の地域包括支援センターから指定 居宅介護支援事業所への委託料	1 件あたり月額	4,250 円
	初回加算	3,000 円
	委託連携加算	3,000 円

c この業務収支計画書は、あくまでもプロポーザルの評価の一つとして参考
とするもので、契約のためのものではありません。

- (キ) 参加申込みに係る誓約書（様式 7）
- (ク) 暴力団排除に関する誓約書（様式 8）
- (ケ) 法人の定款又は寄付行為及びその登記事項証明書（写し可。ただし、(ア)の参加申込書提出日前 3 か月以内に発行されたもの）
- (コ) 参加申込書を提出する日の属する法人の事業年度の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（写し可）
- (サ) 国税の納税証明書（その 3 の 3：法人税及び消費税及び地方消費税についての未納税額がない証明用）及び千曲市納税証明書（ただし、千曲市に納税義務のある法人に限る。）（いずれも最新のものとする。）

エ その他留意点

- (ア) 提出書類は、A4 版縦型左綴じとします。
- (イ) 文字は 11 ポイント以上とします。
- (ウ) 様式 3 及び様式 6 の要件を満たす独自の業務運営計画提案書及び業務収支計画書を作成して提出しても構いません。
- (エ) 提出書類は、理由の如何を問わず返却はしません。
- (オ) 提出書類は、「千曲市情報公開条例」（令和 4 年千曲市条例第 23 号）に基づき開示請求があったときは、同条例及びその他関係法令による非公開情報を除き、開示請求者に開示されます。
- (カ) 千曲市が必要と判断したものについては、書類の内容を無償にて使用できることとします。
- (キ) 書類の作成・提出に必要な費用は、参加申込法人の負担とします。
- (ク) 提出後の書類の追加・変更は認めません。
- (ケ) 参加申込にあたっては、3 の(3) 募集に係る説明会への出席を必須とします。**

(7) 審査方法及び審査基準

ア 審査委員会

審査は、審査委員会を設置し実施します。なお、審査委員会は非公開とします。

3 の(5) 参加申込書等の提出が一法人のみの場合も審査は実施します。

イ 方法及び基準

業務実績、経験、技術力、業務の収支計画等を参加申込法人から提出された書類に基づいて、包括的支援事業等業務を適切、公正、中立かつ効率的な実施、業務実施の継続性及び安定性を総合的に判断し、その業務の委託に最適な法人を市が「受託候補法人」として決定します。なお、合否ラインは満点（1,800

点)の6割(1,080点)とします。

ウ 結果の発表

上記イ「受託候補法人」審査後に開催される千曲市地域包括支援センター運営協議会で協議の上、参加申込法人すべてに結果を通知します。あわせて、市ホームページで結果を公表します。

エ その他

(ア) 審査内容や審査結果に関する問い合わせ等は一切受け付けをしません。

(イ) 審査の結果によっては、受託候補法人の該当がないと判断する場合もあります。

4 その他

(1) 応募に関して必要な費用は、参加申込法人の負担とします。

(2) 応募の取下げあるいは辞退をする場合には、書面にて、取下げあるいは辞退届(様式は任意)にその理由を明記し、千曲市長あてに提出することとします。

その場合、法人から提出された3の(5)のウ 提出書類については、理由の如何を問わず、返却には一切応じないこととします。

(3) 事業開始に至るまで

ア 本市は、受託候補法人を決定後、当該受託候補法人と細目を協議します。なお、協議において必要な書類等があるときは、市から当該受託候補法人へ適宜準備を依頼します。

イ 本プロポーザルにおける提案は、業務履行に関する能力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適な受託候補法人を決定するために求めることとします。業務計画などの企画提案は、委託する法人の決定を行う上での資料であり、業務にあたって提案内容を拘束するものではありません。

ウ 千曲市財務規則(平成15年千曲市規則第31号)に基づき所定の手続きを経て契約を締結いたします。万が一、受託候補法人が契約締結を辞退した場合、これにより市が損害を被った時はその費用の賠償を請求します。

エ 令和8年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和7年度中に業務の引継ぎや準備、事業計画等の作成、研修への参加などを行うこととします。その場合、引継ぎ及び準備に係る費用並びに研修費及び交通費等の一切の費用は受託候補法人が負担することとします。

5 提出及び問い合わせ先

千曲市 健康福祉部 高齢福祉課 地域包括支援センター相談支援係

担当：北島・湯浅

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地（千曲市役所1階）

電話：026-273-1111 内線 1182

ファクシミリ：026-272-6302

メールアドレス：korei@city.chikuma.lg.jp